

東日本大震災で被災された方のために

2. 住宅の応急修理制度 Q&A

宮城県保健福祉総務課

目 次

Q 1 (制度の実施体制)	1
Q 2 (制度の概要・費用支払い)	2
Q 3 (申し込み手続き・り災証明との関係)	4
Q 4 (対象工事の内容)	5

(制度の実施体制)

Q 1 - 1 住宅の応急修理制度の対象となる市町村はどこか。

A 1 - 1 災害救助法適用市町村（全市町村）が対象となります。

Q 1 - 2 住宅の応急修理を実施する際の業者はどのように決定するのか。

A 1 - 2 応急修理については、市町村が工事を依頼することになるため、修理を依頼する業者の選定にあたっては、市町村と相談してください。

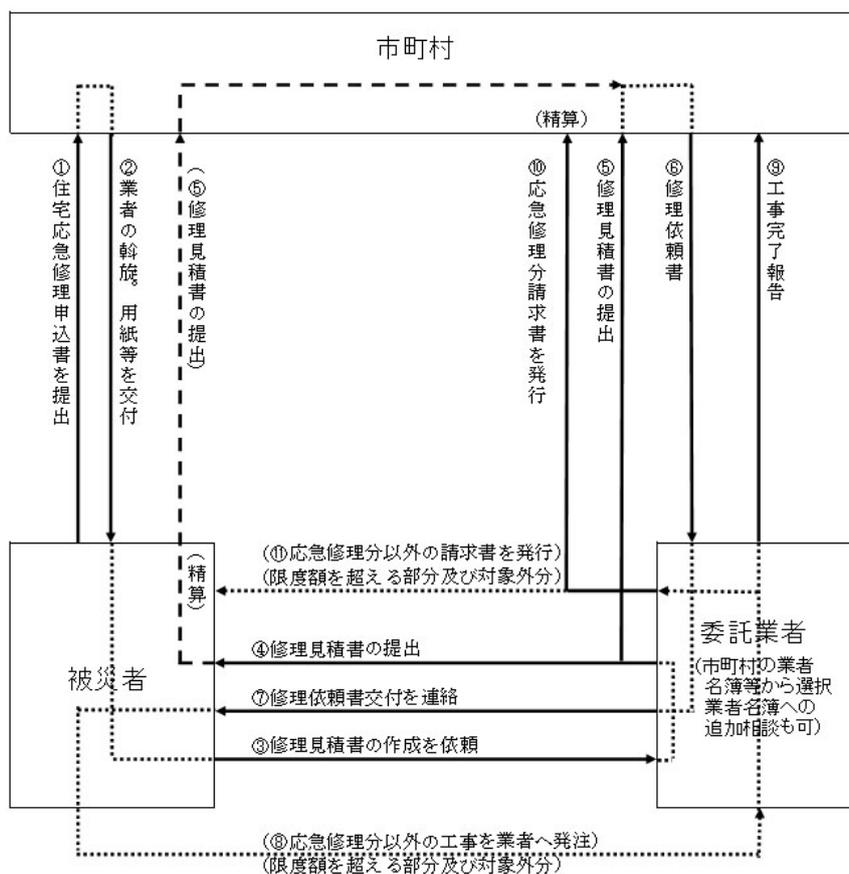
(制度の概要・費用支払い)

Q 2 - 1 住宅の応急修理制度により行政が負担する費用支払いは、誰から誰に対してなされるのか。

A 2 - 1 住宅の応急修理制度により行政が負担する費用は、修理を行った業者に対し、直接市町村から支払われます。従って、行政が負担する費用の支払いは、被災者に対して行われるわけではありません。

なお、全体の手続き、費用の流れについては下図を参照してください。

住宅の応急修理 事務手続きフロー



Q 2 - 2 住宅の応急修理制度と、被災者生活再建支援制度を合わせて利用することはできるのか。

A 2 - 2 住宅の応急修理制度を利用した被災者でも、被災者生活再建支援制度を利用することはできます。なお、被災者生活再建支援制度の支援金を、住宅の修理に充当することが可能ですので、住宅の応急修理制度とあわせて活用ください。

Q 2 - 3 住宅の応急修理の所得等の要件にある収入額とはどのように算定するのか。

A 2 - 3 半壊又は半焼された方は、自らの資力では応急修理することができない方が対象となっているため、所得等の要件があります。

要件としての収入額は、世帯の収入額です。世帯の収入額とは、世帯の中で所得がある方全員について各々の収入額を算定し、その合計額をいいます。

各人の収入額の算定は、前前年の収入について行います。「地方税法による総所得金額」から下表の左欄の各区分に応じて右欄の算定式により計算した額が各人の収入額になります。

総所得金額 (A)	収入額
97.5万円以下	(A) + 65万円
97.5万円を超え、108万円以下	(A) ÷ 0.6
108万円を超え、234万円以下	(A + 18万円) ÷ 0.7
234万円を超え、474万円以下	(A + 54万円) ÷ 0.8
474万円を超え、780万円以下	(A + 120万円) ÷ 0.9
780万円を超える	(A + 170万円) ÷ 0.95

なお、「地方税法による総所得金額」とは、いわゆる「年収」から必要経費等を控除した後の金額となります。詳しくは市町村にお問い合わせください。

Q 2 - 4 全体の修理費用が、住宅の応急修理制度の1世帯あたり限度額52万円を超える場合、この制度の適用は受けられないのか。

A 2 - 4 全体の修理費用が住宅の応急修理制度の1世帯あたり限度額52万円を超える場合であっても、本制度は活用できます。この場合、各工事費目（消費税込）の組み合わせで52万円以下となる部分が市町村負担分であり、それを超える部分については、自己負担となります。

なお、自己負担分については、被災者生活再建支援制度の支援金を活用することも可能です。

Q 2 - 5 修理用の材料を購入し、自分で修理した場合の材料費等を請求できないか。

A 2 - 5 住宅の応急修理制度は、被災者の住宅の修理工事に係る費用を、市町村が修理工事を行った業者に対して支払うものであるため、被災者が自分で修理した場合は制度の対象とはなりません。

(申し込み手続き・り災証明との関係)

Q 3 - 1 応急仮設住宅に入居する場合は、住宅の応急修理制度の利用はできないのか。

A 3 - 1 住宅の応急修理制度の対象者の要件にあるとおり、応急仮設住宅に入居する場合は、住宅の応急修理制度の利用はできません。

Q 3 - 2 り災証明はどうしたら手に入れられるのか。

A 3 - 2 り災証明は、市町村に対して申請をすることにより交付を受けることができます。詳しくは市町村窓口にお問い合わせください。

Q 3 - 3 り災証明の交付を受けなければ、修理工事に着手できないのか。

A 3 - 3 原則として、り災証明や、所得証明、要援護世帯として申請する場合に必要な要援護世帯であることを確認できる書類等は、修理申し込み時に提出いただく必要がありますが、場合によっては工事完了報告までに提出することも可能です。ただし、工事完了報告までにこれらの書類が提出いただけない場合は、住宅の応急修理制度の対象として見なされない場合がありますのでご注意ください。

Q 3 - 4 「半壊、半焼」及び「大規模半壊」と認定されなければ、住宅の応急修理制度は利用できないのか。

A 3 - 4 住宅の応急修理制度は「半壊、半焼」及び「大規模半壊」の被害認定を受けた住家が対象となっていますが、「全壊」の認定を受けた住家についても、修理により居住が可能となる場合は対象となりえますので、市町村にご相談ください。なお、「一部損壊」の認定を受けた住家は対象となりません。

Q 3 - 5 住宅の応急修理申込書を提出する前に行った修理は、住宅の応急修理制度の対象とならないのか。

A 3 - 5 住宅の応急修理申込書を提出する前に行った修理であっても、工事代金の精算前の段階であって、かつ、住宅の応急修理制度の要件に適合するものであれば、住宅の応急修理制度の対象とすることが可能な場合があります。詳しくは市町村にお問い合わせください。

(対象工事の内容)

Q4-1 住宅の応急修理制度の対象工事の具体的内容は何か。

A4-1 下記を参照してください。

1 典型的な応急修理の工事例

- ① 壊れた屋根の補修（瓦葺屋根を鋼板葺屋根に変更するなどの屋根瓦材の変更を含む）
- ② 傾いた柱の家起こし（筋交の取替，耐震合板の打付等の耐震性確保のための措置を伴うものに限る）
- ③ 破損した柱梁等の構造部材の取替
- ④ 壊れた床の補修（床の補修と併せて行わざるを得ない必要最小限の畳の補修を含む。但し，一戸当たり6畳を限度とする。）
- ⑤ 壊れた外壁の補修（土壁を板壁に変更する等の壁材の変更を含む）
- ⑥ 壊れた基礎の補修（無筋基礎の場合には，鉄筋コンクリートによる耐震補強を含む）
- ⑦ 壊れた戸，窓の補修（破損したガラス，カギの取替を含む）
- ⑧ 壊れた吸排気設備の取替
- ⑨ 上下水道配管の水漏れ部分の補修（配管埋め込み部分の壁等のタイルの補修を含む）
- ⑩ 電気，ガス，電話等の配管の配線の補修（スイッチ，コンセント，ブラケット，ガス栓，ジャックを含む）
- ⑪ 壊れた便器，浴槽等の衛生設備の取替（便器はロータンクを含むが，洗浄機能の付加された部分は含まない。設備の取替と併せて行わざるを得ない最小限の床，壁の補修を含む）

2 応急修理の基本的考え方

- ① 地震の被害と直接関係ある修理のみが対象となる。
(例) ○壊れた屋根の補修（屋根葺き材の変更は可）
○壊れた便器の取り替え（×洗浄機能等の付帯したものは不可）
○割れたガラスの取り替え（取り替えるガラスはペアガラスでも可）
×壊れていない便器の取り替え
×古くなった壁紙の貼り替え
×古くなった屋根葺き材の取り替え
- ② 内装に関するものは原則として対象外であるが，床や壁の修理と併せて畳等や壁紙の補修が行われる場合については，以下の取扱とする。
 - ・壊れた床の修理と合わせて畳等の補修を実施する場合には，1戸当たり6畳相当を限度として対象とする。
 - ・壊れた壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には，当該壁の部分に限り対象とする。(例) ×壊れた石膏ボードのみの取り替え
×畳や壁紙のみの補修
- ③ 修理の方法は代替措置でも可とする。
(例) ○柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設
- ④ 家電製品は対象外である。

Q 4 - 2 住宅の応急修理制度の対象となる地震の被害と直接関係ある修理とはどの範囲か。地震の揺れそのものによる被害ではなく、その後の雨等による被害（避難していたため、対策が取れなかったことが原因等のもの）は含まれるのか。

A 4 - 2 地震の揺れにより屋根、外壁が破損したために発生した漏水が原因である天井、壁、床のたわみ等の修理も対象となりえます。